



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和3年3月15日

担 当	厚生労働省 北海道労働局 【休業手当の支払について】 労働基準部監督課 課 長 米村 慎二 主任監察監督官 佐藤 浩一 電話 011-709-2311 (内線 3541)
	【休業支援金・給付金について】 職業安定部職業安定課 課 長 新 豊廣 課 長 補 佐 永田 伸彦 電話 011-709-2311 (内線 3676)

報道関係者各位

アルバイトで働く学生等も休業手当支払の対象となります ～道内の大学等に学生への周知を要請～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、昨年来、多くの企業において、休業や事業活動の縮小を余儀なくされている状況が認められています。

これに伴い、企業によっては労働者を休業させざるを得ないケースも生じており、企業においては、労働者を休業させる場合、労働基準法で定める休業手当の支払や雇用調整助成金等の受給等による対応がなされているところです。

こうした状況の中、昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構が公表した調査結果によれば、休業手当が支払われていない労働者が一定の割合で存在することや、その労働者のうち、特に、アルバイト等の非正規労働者への休業手当の支払が懸念されています。

法律上の取扱いとして、アルバイトとして働く方も労働基準法で定める休業手当の支払対象となり、また、企業から休業手当の支払を受けることができなかった場合でも、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給を受けることが可能です。

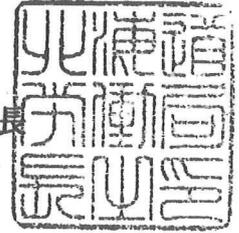
北海道労働局（局長 ^{うえだ くにお} 上田 国土）では、アルバイトとして働く学生に広く周知を行うため、本日付で、文書により大学、短期大学、専門・専修学校及び高等専門学校に対して、学生へ別添のリーフレットを周知していただくよう要請を行いましたので、公表します。



北労発基 0315 第 1 号
令和 3 年 3 月 15 日

大学、専門・各種学校長 殿

厚生労働省北海道労働局長



アルバイト等で働く学生への休業手当支払に係る法律上の取扱い
等について（周知依頼）

平素は、労働行政の運営に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、昨年来、多くの企業において、休業や事業活動の縮小を余儀なくされている状況が認められます。

これに伴い、企業によっては労働者を休業させざるを得ないケースも生じており、各企業においては、労働者を休業させる場合、労働基準法で定める休業手当の支払や雇用調整助成金等の受給等による対応がなされているところです。

このような中、昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構が公表した調査結果によれば、休業を命じられた経験がある労働者のうち、休業手当が全く支払われていないと回答した労働者は全体の 24%であったことが報告されております。

これを就業形態別に見ると、正社員の 14.8%に対し、非正社員では正社員の約 2 倍の 33.4%とされるなど、特に非正規労働者への休業手当の支払が懸念される状況も一部に見られるところです。

しかしながら、労働基準法においては、正規・非正規の形態を問わず休業手当の支払対象となり、当然、アルバイトで働く方も対象となります。

また、企業から休業手当の支払を受けることができなかった場合は、労働者本人の申請により「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給を受けることが可能です。

アルバイト等で働く学生にこのような制度が必ずしも広く知られていないという声も聞かれることから、休業手当の支払に係る法律上の取扱いや、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の制度概要をまとめたリーフレットを送付しますので、貴校に所属する学生に対して広く周知を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

<照会先>

【休業手当の支払について】

北海道労働局労働基準部監督課

電話：011-709-2311（内 3543、3544）

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について】

北海道労働局職業安定部職業安定課

電話：011-709-2311（内 3676）